

公益社団法人日本調理師会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号並びに定款第26条に基づき、公益社団法人日本調理師会の役員の報酬等の支給基準について、定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、理事会において常勤役員として承認を得た役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費、交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員の報酬等は、常勤役員にあっては、総会の決議によって定める次の総額の範囲で理事会において決定し、非常勤役員にあっては、無報酬とする。

- (1) 常勤理事 月額 300,000円
- (2) 常勤監事 月額 300,000円

(報酬等の支払い方法)

第4条 役員の報酬等は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、当該役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は、その月の月額的全額を毎月末に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。

(報酬等の決定基準)

第6条 常勤役員の報酬等は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(日割り計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 前条各項により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、1円未満を四捨五入して支払うものとする。

(報酬等の辞退)

第9条 役員は、前条までの規定に拘わらずその報酬等を辞退することができる。

(報酬等の公表)

第10条 認定法第20条により、役員の報酬等の支給の基準を公表するものとする。
なお、これを変更したときも、同様とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本法人は、当分の間、常勤監事を置かない。

改正 平成26年6月24日

改正 平成30年6月19日

改正 令和6年6月25日